

議案第10号関係資料

第三次多賀城市立図書館基本計画（案）



令和3年 月
多賀城市教育委員会

目次

第1章 計画の位置付け	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
第2章 市立図書館に関する法律等の動向	3
1 図書館の設置に関する法律	3
2 図書館に関わる近年の政策動向	4
第3章 市立図書館の現状	5
1 市立図書館の概要	5
2 市立図書館の運営体制	6
3 図書館サービスの状況（第二次基本計画期間）	7
4 市立図書館利用者アンケート結果（第二次基本計画期間）	14
第4章 市立図書館の運営について	16
1 基本理念	16
2 基本的運営方針	18
3 基本的運営方針に基づく取組	19
第5章 計画の進行管理	23
1 成果指標	23
2 進行管理	23

第1章 計画の位置付け

1 計画策定の背景

多賀城市立図書館は、閉架式の図書館が主流だった昭和53年当時において、市民の誰もが本を自由に手に取って読むことができるように、開架式の図書館として伝上山地区に開館しました。同時に、市内全域に図書館サービスが行き渡るように山王分室及び大代分室並びに移動図書館を設置し、また、昭和62年には日曜日の開館を行い、東北初の「市民のための図書館」としての評価を得ました。

しかし、年月の経過とともに、施設が手狭となり必要なサービスが提供できない、老朽化により利用者にとって優しい空間になっていない、立地及び地形的な要因により交通利便性が低い等の課題が浮かび上がってきました。

また、ICT (Information and Communication Technology) の急速な進展に伴い、言葉や文字の器がデジタルへと形を変えつつある状況下において、公共図書館の存在意義を改めて考える必要が生じていました。

これらのことから、平成25年11月に「誰もがその場に滞在したくなるような心地良い居場所としてその存在意義を確立し、本との出会いや人との交流を通じてともに学び合うことのできる場」をこれからの市立図書館のあるべき姿として掲げた第二次多賀城市立図書館基本計画（以下「第二次基本計画」という。）を策定しました。

そして、その実現方策として策定した多賀城市立図書館移転計画に基づき、市立図書館は平成28年3月に東北随一の文化交流拠点の中核施設としてJR仙石線多賀城駅前に新築移転し、併せて導入された指定管理者制度により、その管理運営を行っています。

この度、令和3年3月末をもって第二次基本計画の計画期間が終了することから、同計画の後継計画として第三次多賀城市立図書館基本計画（以下「第三次基本計画」という。）を策定しました。

第三次基本計画では、第二次基本計画で掲げた市立図書館のあるべき姿を継承するとともに、図書館業務の体系的な整理を行っています。今後は当計画に基づき、市立図書館のあるべき姿の実現を目指した図書館運営を行っていきます。

2 計画の位置付け

この計画は、第六次多賀城市総合計画及び多賀城市教育振興基本計画を上位計画とし、多賀城市子ども読書活動推進計画その他の関連する計画と連携の上、図書館サービスを推進していくための計画として位置付けるものです。

3 計画期間

計画期間は、第六次多賀城市総合計画等との整合を図るため、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。ただし、ICT社会の進展その他の今後の社会環境の変化に合わせ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

第2章 市立図書館に関する法律等の動向

1 図書館の設置に関する法律

(1) 教育基本法（平成18年法律第120号）

第12条第2項において、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」として、社会教育の振興の方策の一つとして図書館の設置が規定されています。

(2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）

第9条第1項において、「図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。」として、図書館が社会教育のための機関として位置付けられています。

(3) 図書館法（昭和25年法律第118号）

図書館の健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的として、図書館奉仕の内容、司書等の資格、運営の状況の評価など、図書館の設置及び運営に関して必要な事項が定められています。

(4) 文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）

第7条第1項において、「市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。」として、公立図書館の設置及び配置が努力義務として定められています。

2 図書館に関わる近年の政策動向

(1) 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号）

図書館法第7条の2の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成13年文部科学省告示第132号）を全部改正して定められました。

改正前と比較して、管理を他者に行わせる場合の緊密な連携、危機管理に関する措置、関係者・第三者による運営状況の評価等が新たに定められています。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

行政機関は、社会的障壁の除去に関して必要かつ合理的な配慮を的確に行うために施設の構造の改善、設備の整備等に努めることや、障害を理由とした不当な差別的取り扱いをすることにより障害者の権利利益を侵害してはならないことなどが定められています。

(3) 第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（平成30年4月閣議決定）

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第8条第1項の規定に基づき、定められました。

図書館については、読み聞かせ会や講座の実施、ボランティア団体等の活動機会の提供その他の取組を充実させていくことが求められており、また、地域における子供の読書活動の推進において中心的な役割を果たすよう努めることが望まれるとされています。

(4) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）

地方公共団体は、公立図書館等について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実など、視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう必要な施策を講ずるものとする事が定められています。

第3章 市立図書館の現状

1 市立図書館の概要

J R仙石線多賀城駅前に本館を、山王地区公民館及び大代地区公民館に分室を設置しています。本館と分室はオンラインで繋がっており、図書資料のある場所や貸出し状況等が相互に確認できるようになっています。

また、移動図書館車が市内17か所のステーションを巡回しており、利用者の利便性の向上に努めています。

(1) 本館

項目	概要	
所在地	多賀城市中央二丁目4番3号 多賀城駅北ビルA棟	
駐車場	351台（多賀城駅南立体駐車場共有）	
敷地面積	4,052㎡（多賀城駅北ビルA棟全体）	
建築面積	2,659.13㎡（多賀城駅北ビルA棟全体）	
延床面積	3,342.30㎡	
	1階	1,292.87㎡ 一般開架、キッズライブラリー、移動図書館車庫
	2階	1,064.72㎡ 一般開架、新聞コーナー、キャットウォーク書架、閉架書庫
	3階	984.71㎡ 一般開架、学習席、ギャラリー、市民展示スペース、キャットウォーク書架
収蔵能力	約350,000冊	
開館時間	午前9時から午後9時30分まで	
休館日	年中無休（※指定管理者の運営による）	

(2) 山王分室（山王地区公民館内）

項目	概要
所在地	多賀城市南宮字毛上28
面積	42.15㎡
収蔵能力	約10,000冊
開館時間	午前11時から午後5時まで
休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・山王地区公民館の休館日（月曜日（国民の祝日に関する法律で定める休日を除く。）、休日の翌日（土曜日及び日曜日を除く。）、年末年始等） ・特別整理期間

(3) 大代分室（大代地区公民館内）

項目	概要
所在地	多賀城市大代五丁目1番46号
面積	36.72㎡
収蔵能力	約10,000冊
開館時間	午前11時から午後5時まで
休館日	・大代地区公民館の休館日 ・特別整理期間

(4) 移動図書館

項目	概要
名称	さざんか号
車種	4トン積トラック改装車
積載冊数	3,000冊
ステーション数	17か所（小学校6校の巡回を含む。）

2 市立図書館の運営体制

第二次基本計画に掲げた市立図書館のあるべき姿を実現するため、民間の活力とノウハウを採り入れ、地域の課題に向き合い、顧客のニーズをいち早く読み取り、スピード感と柔軟性のある図書館運営を行うことを目的として、JR仙石線多賀城駅前への移転に併せて指定管理者制度を導入しました。平成28年3月21日から令和2年3月末までを第1期とし、同年4月1日から第2期の運営を行っています。

3 図書館サービスの状況（第二次基本計画期間）

※ 平成31年度については、令和元年台風第19号の大雨による被害により令和元年10月13日からキッズライブラリーを閉鎖し、及び新型コロナウイルス感染症対策として令和2年3月2日から臨時休館を実施しました。

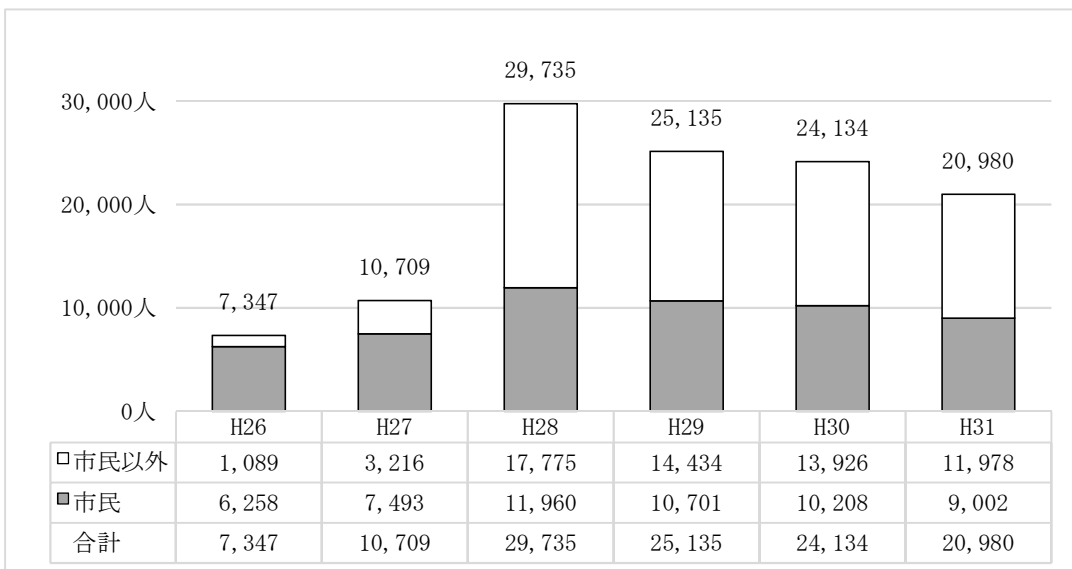
(1) 実利用人数（図書資料の貸出を受けた人の実数）

平成31年度の実利用人数は、全体で20,980人となっています。そのうち市民は9,002人で、市民の実利用率（図書資料の貸出を受けた人の割合）は14.5%です。

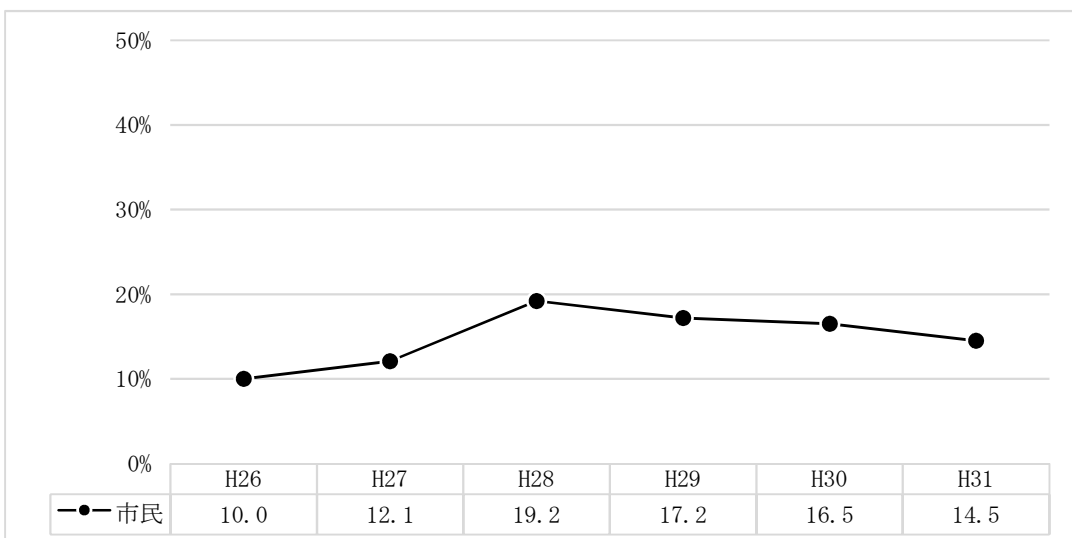
市民の実利用人数は、移転前と比較して増加していますが、平成28年度の11,960人をピークに減少傾向にあります。

ただし、令和2年11月に18歳以上の市民を対象に実施した市民アンケートにおいて、市立図書館の利用率は42.5%となっています。これは上記の実利用率（14.5%）を大きく超えるものですので、図書資料の貸出を受けずに滞在型として市立図書館を利用する市民が多くいることが考えられます。

【実利用人数】



【市民の実利用率】

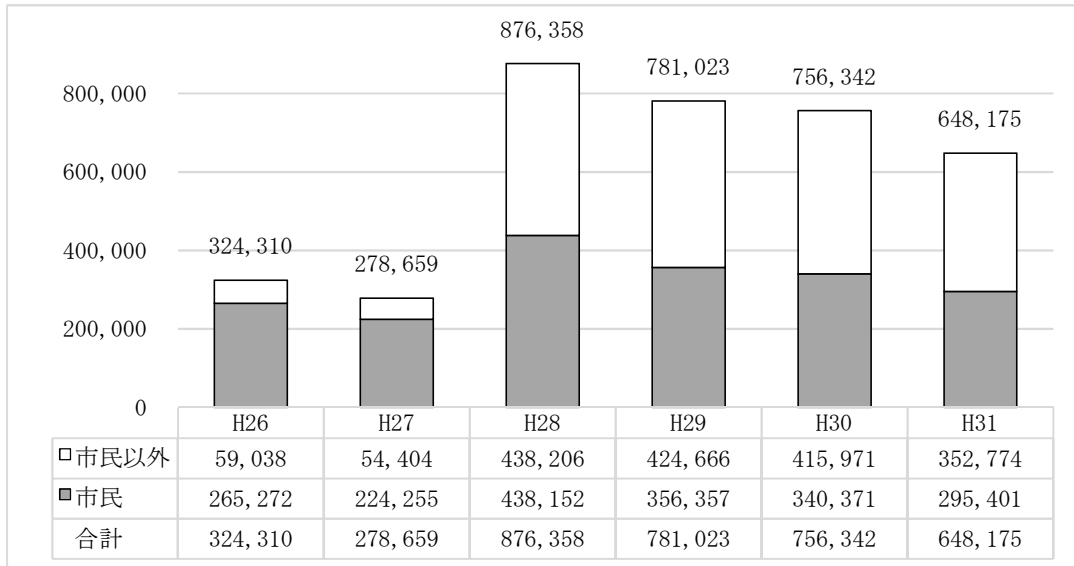


(2) 貸出冊数

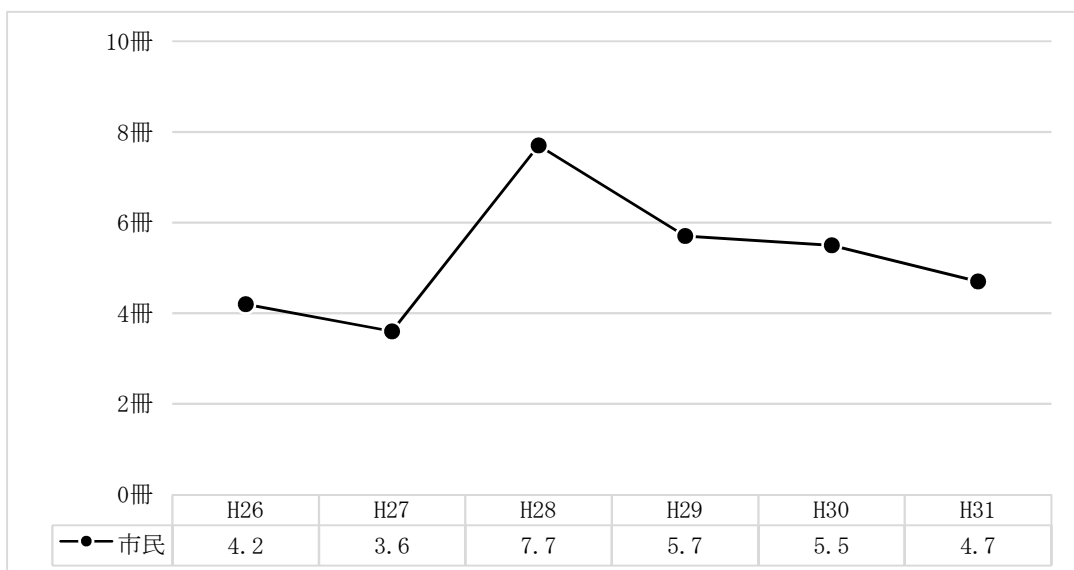
平成31年度の貸出冊数は、全体で648,175冊となっています。そのうち市民の貸出冊数は295,401冊で、市民1人当たりの貸出冊数は4.7冊です。

市民の貸出冊数は、移転前と比較して増加していますが、平成28年度の438,152冊をピークに減少傾向にあります。

【貸出冊数】



【市民1人当たりの貸出冊数】



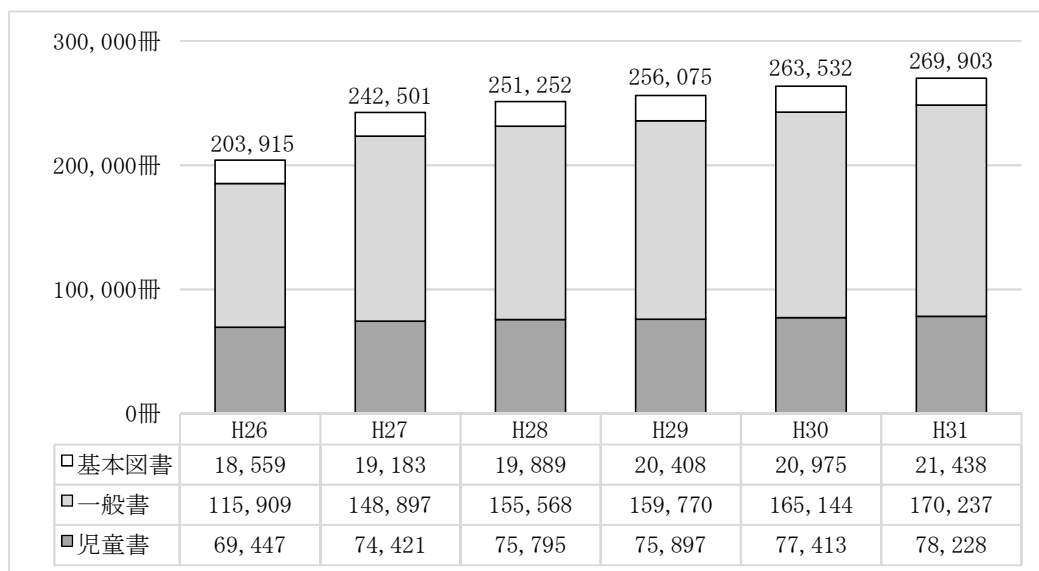
(3) 蔵書（雑誌及び視聴覚資料を除く。）

ア 蔵書数

平成31年度末時点の蔵書数は、本館、分室及び移動図書館を合わせて269,903冊となっています。移転後、年間約6,900冊の割合で増加しています。

なお、収蔵可能冊数は約373,000冊ですので、収蔵率は約72.4%です。

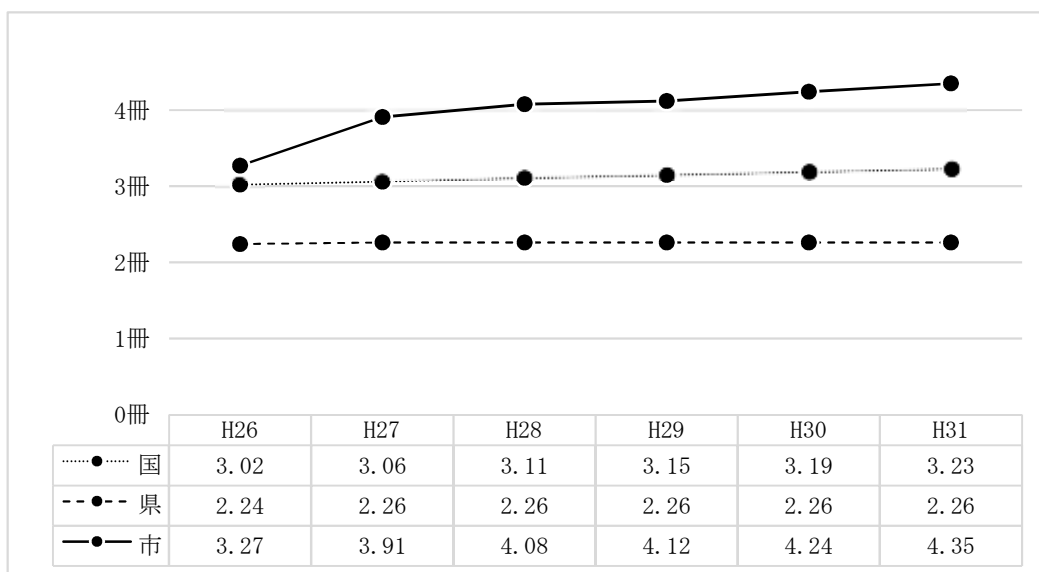
【蔵書数】



イ 人口1人当たりの蔵書数

平成31年度の人口1人当たりの蔵書数は、4.35冊となっています。移転後、全国平均及び宮城県平均を大きく超えている状況にあります。

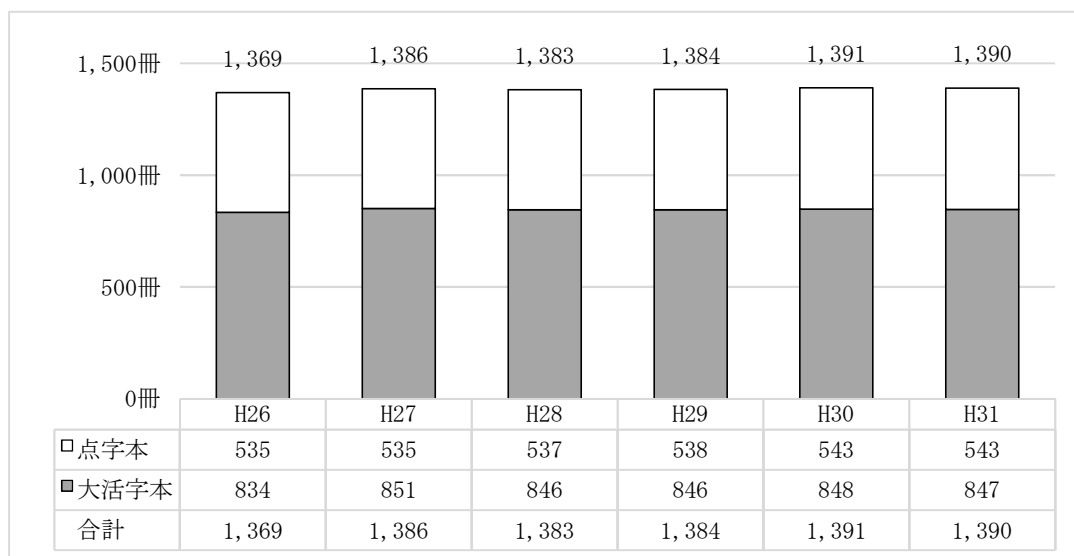
【人口1人当たりの蔵書数】



(4) 障害者・高齢者サービス

障害者・高齢者向けのサービスとして、点字本及び大活字本¹を所蔵しているほか、車椅子、拡大読書機²及びリーディングトラッカー³を用意しています。

〔点字本及び大活字本の冊数〕

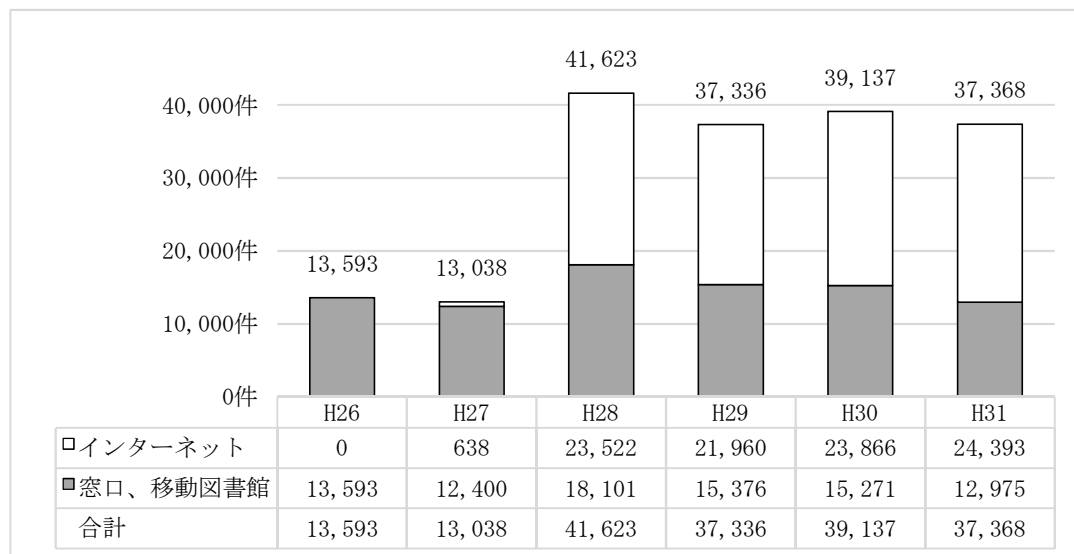


(5) 貸出予約及び購入リクエスト

図書資料の貸出予約及び購入リクエストの件数は、平成28年度以降、4万件程度を推移しています。

なお、移転に伴い導入したインターネット予約システムによる申込の割合が増加傾向にあり、平成28年度は56.5%でしたが、平成31年度は65.3%を占めています。

〔貸出予約及び購入リクエストの件数〕



¹ 弱視者用に大きな活字で印刷された図書

² 低視力や弱視など、見えづらい方の読み書きを支援する装置のこと。

³ 視覚障害がある方への読書補助具のこと。読書に集中したい場合にも利用できる。読みたい行にリーディングトラッカーを合わせると、その行に集中して読書することができる。

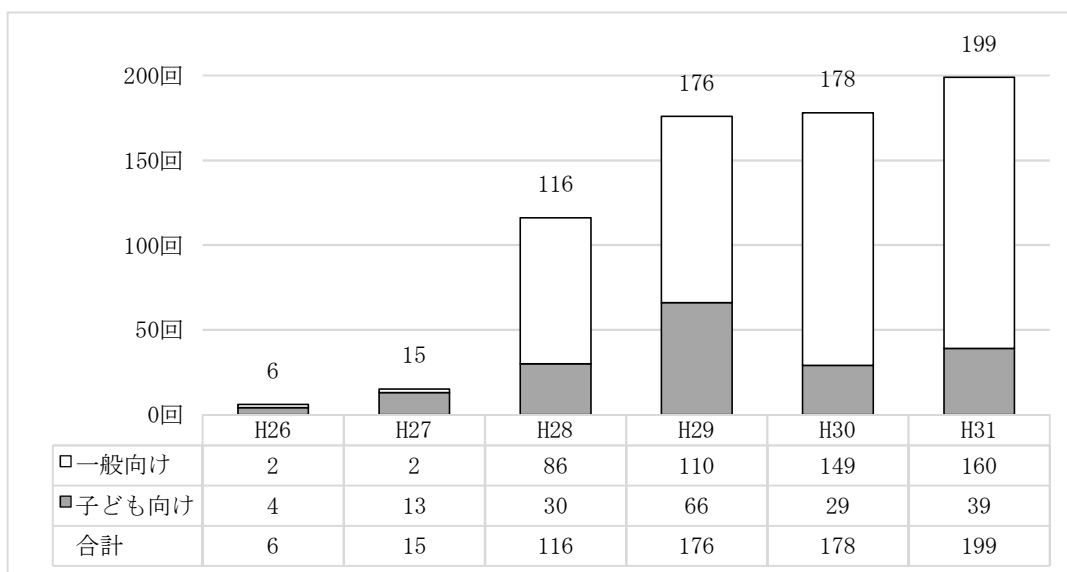
(6) 図書館行事

イベント、講座等の図書館行事は、東北随一の文化交流拠点の中核施設として、次の3つの視点で実施することを基本としています。

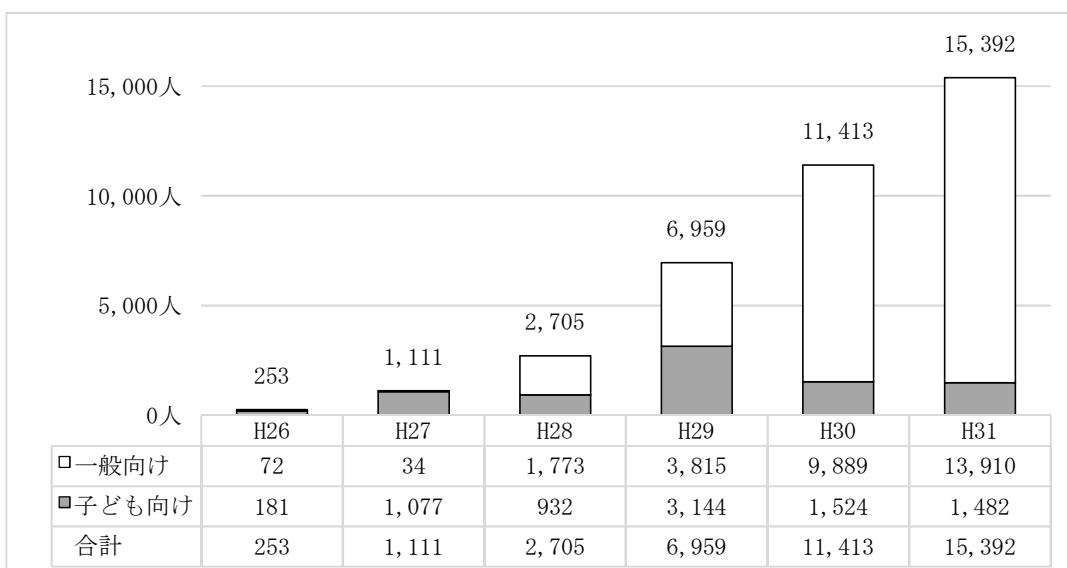
- ① 子どもたちが本に親しみを持ち、ふれあうことができ、読書環境の充実につながるもの
- ② 一般成人の教養向上、生涯学習につながるもの
- ③ 地域課題や現代的課題の解決を目的としたもの

平成31年度の開催回数は199回で、参加人数は15,392人となっています。移転後、行事開催回数及び参加人数は、毎年度増加しています。

【図書館行事の開催回数】



【図書館行事の参加者数】



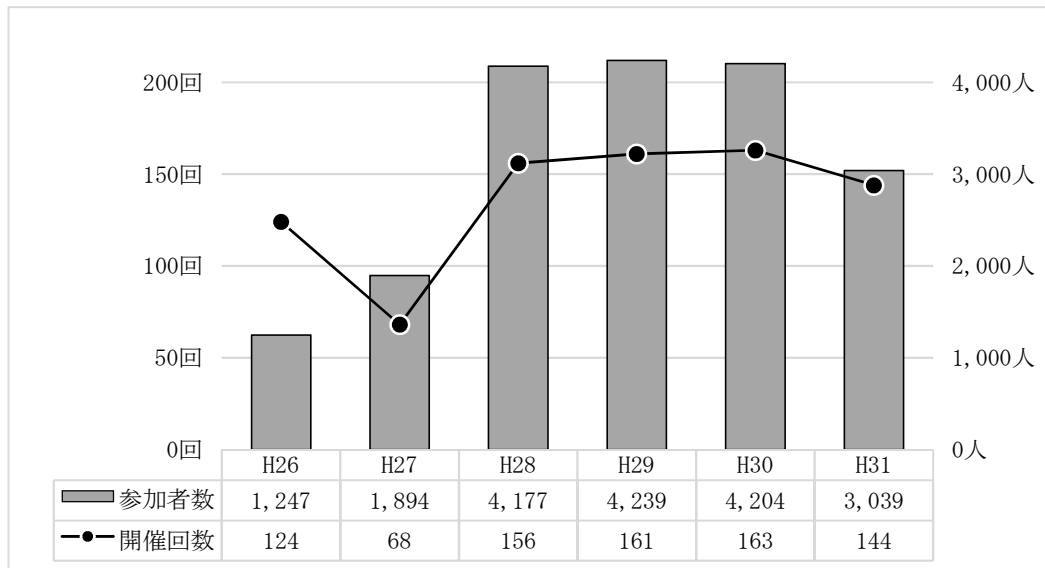
(7) 子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動推進の取組として、上記(6)に記載の子ども向け行事のほか、おはなし会の開催、学校図書館への学校司書の派遣、発達段階に応じた推奨本リストの配布等を行っています。

ア おはなし会

読み聞かせボランティア団体の協力を得ながら、本館、分室、各小学校等において年160回ほどのおはなし会を開催しており、4,000人ほどの参加者があります。

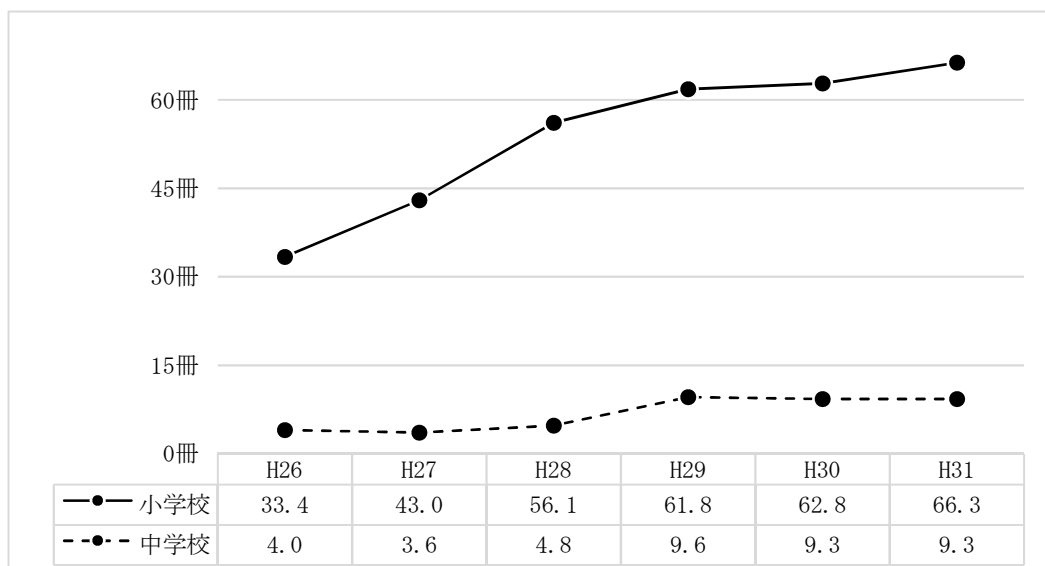
【おはなし会の開催状況】



イ 学校図書館の支援

平成19年度から段階的に開始した小学校への学校司書の派遣を継続し、平成28年度からは全中学校に学校司書を派遣しています。図書館システムの導入等の効果もあり、平成31年度の学校図書館の1人当たりの年間貸出冊数は、平成26年度と比較して約2倍に増加しています。

【学校図書館の1人当たり年間貸出冊数】



(8) 広報活動

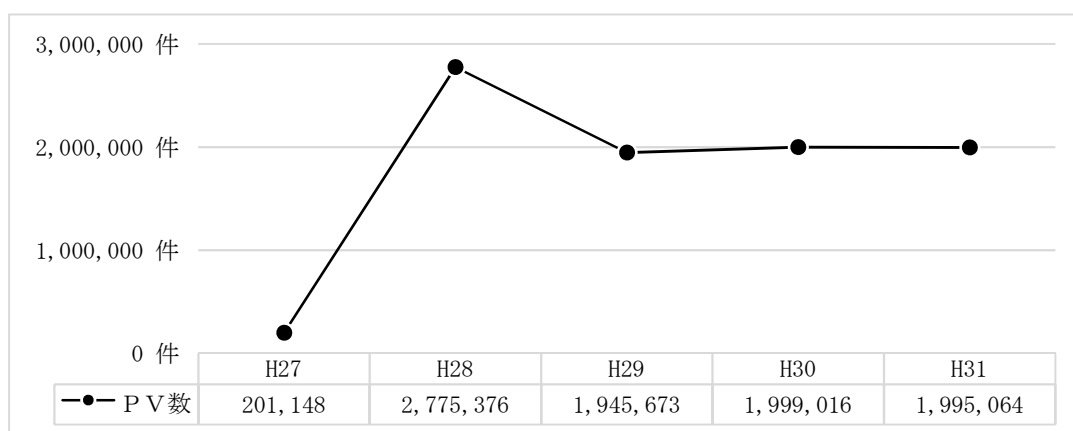
広報活動は、紙媒体、インターネット、館内デジタルサイネージ⁴の3種類で実施しています。

紙媒体については、「図書館だより」を毎月発行し、また、乳幼児の保護者向けの「うさちゃんだより」及びヤングアダルト向けの「三角屋根」を年4回発行しています。

インターネットについては、年間約200万PV（ページビュー）があるホームページを運営しているほか、Facebookを活用して情報発信を行っています。

デジタルサイネージについては、市立図書館のイベント等を周知するとともに、埋蔵文化財調査センターのイベントその他の本市の取組をPRすることにも使用しています。

【ホームページのPV数】



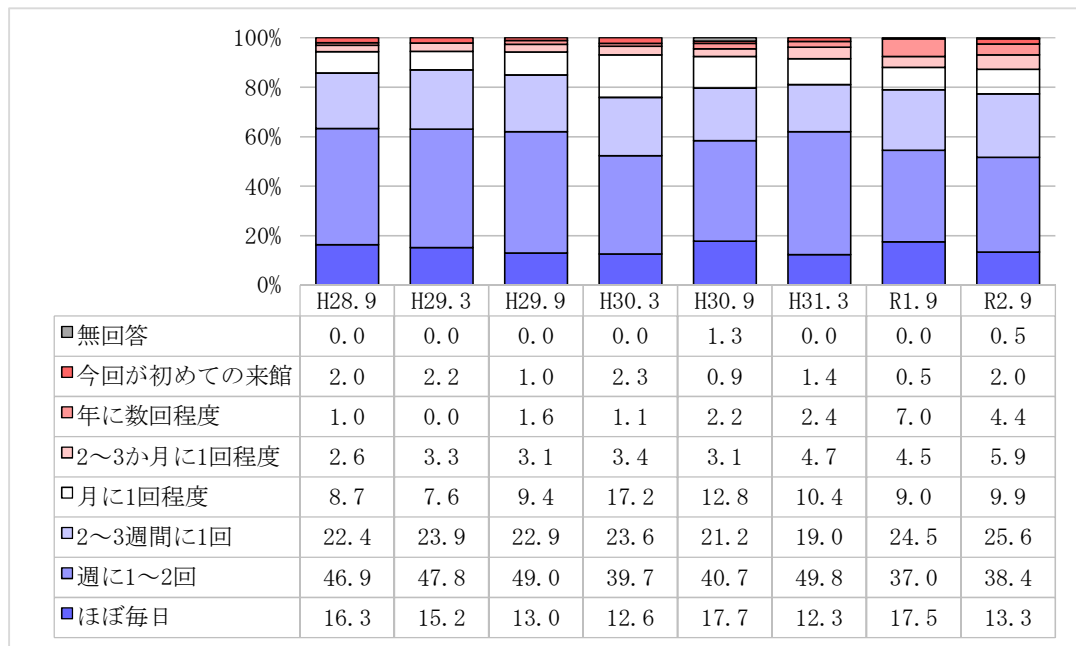
⁴ ディスプレイの電子的な表示機器を使って、情報を発信するメディアのこと。

4 市立図書館利用者アンケート結果（第二次基本計画期間）

本館で実施している利用者アンケートについて、市民の回答結果の概況を整理します（有効回答数は、各年度200件程度）。

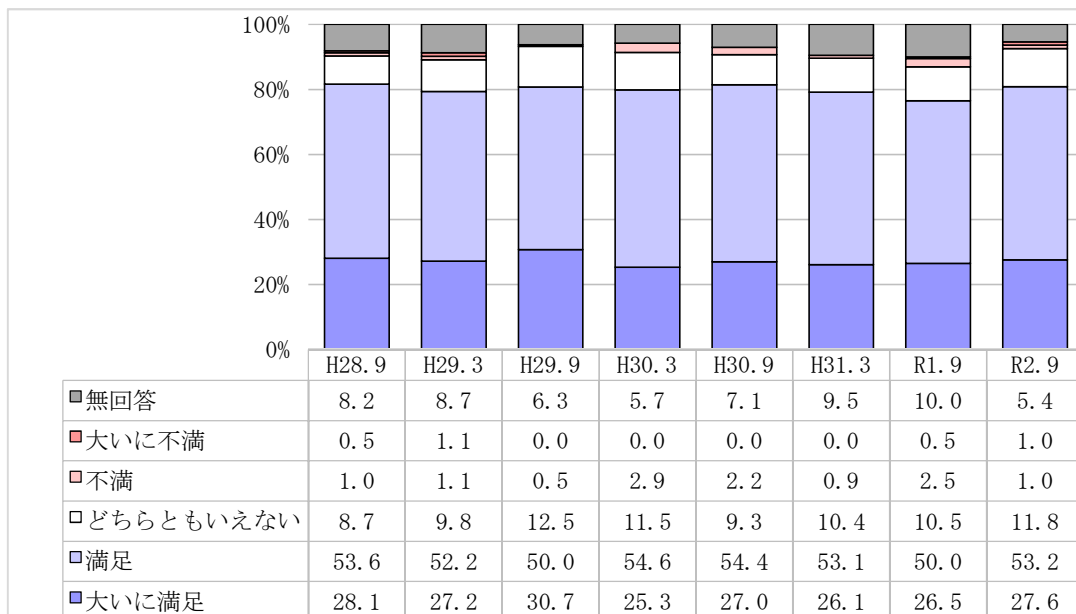
(1) 利用頻度

「市立図書館をどれくらいの頻度で利用していますか。」という設問について、「ほぼ毎日」、「週に1～2回」又は「2～3週間に1回」と答えた利用者の割合が80%程度を占めています。



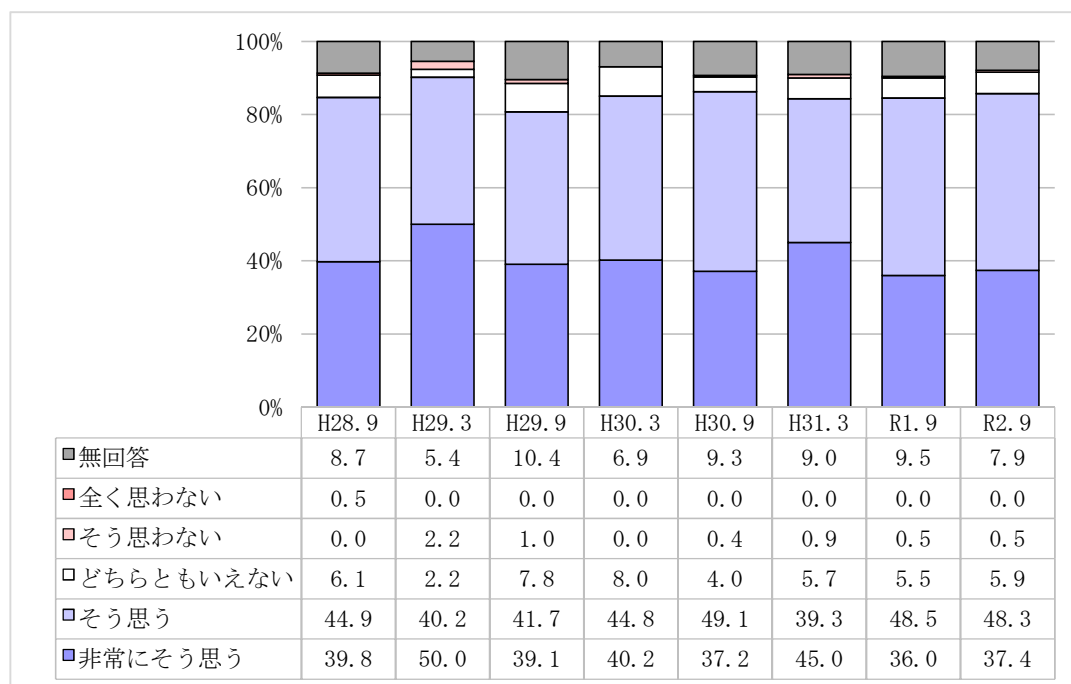
(2) 満足度

「現在の市立図書館について、どうお感じですか。」という設問について、「大いに満足」又は「満足」と答えた利用者の割合は、80%前後を推移しています。



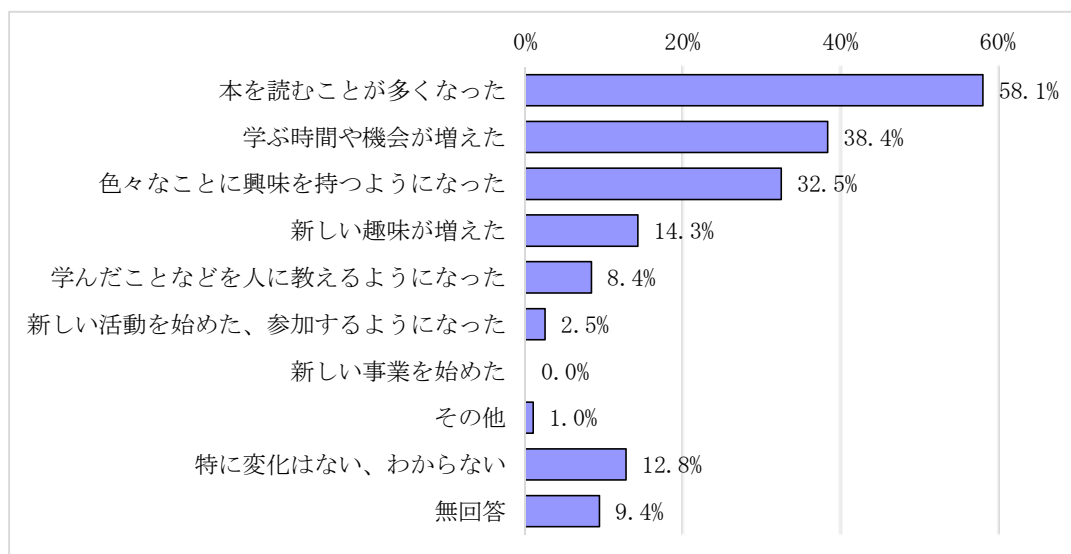
(3) 推奨度

「市立図書館を家族や友人・知人にお薦めしたいと思えますか。」という設問について、「非常にそう思う」又は「そう思う」と答えた利用者の割合は、85%前後を推移しています。



(4) 影響度

令和2年9月のアンケートで新設した「市立図書館の利用を通して、あなた自身や家族に変化はありましたか。」という設問について、「本を読むことが多くなった」が58.1%、「学ぶ時間や機会が増えた」が38.4%、「色々なことに興味を持つようになった」が32.5%、という結果になっています。市立図書館の利用を通して、市民の意識や行動に変化が生じていることが分かります。



第4章 市立図書館の運営について

1 基本理念

これからの市立図書館のあるべき姿、そして、その目指す姿について、第二次基本計画において次のように掲げました。

これからの多賀城市立図書館は、誰もがその場に滞在したくなるような心地良い居場所としてその存在意義を確立し、本との出会いや人との交流を通じてともに学び合うことのできる場であるべきです。

多賀城市立図書館が、誰もが行きたくなる場であり、大きく変化する地域社会に向き合い行動する人材を育む「知の広場」となることを願い、次のような場の創出を目指します。

(1) 地域の文化を育む場

市民は、この地に古より刻まれた記憶を知っている。

古代東北の政の中心としての誇りを。

幾度か襲来した災害の爪痕を。

先人の残した足跡を紐解き、子どもたちへ語り継いでいくことが、自分たちの誇りを支え、明日の市民の礎となっていくことを知っている。

図書館は、社会活動に活気を与え、地域のソーシャル・キャピタル⁵を豊かにする。

そのチカラを生み出すのは、未来へ繋ぐ歴史資産である「本」

図書館は、本を通じて、郷土の価値への矜持と地域文化を育む場となる。

(2) 交流と出会いを生み出す場

図書館は市民のために存在する。

図書館に集まる人々の共通点はナニか、とすることを市民は知っている。

世代、職業、性別、国籍を問わず、会話をし、ゆるやかに交流し、共生することが、自分たちの生活の質を向上させ、そのまちの暮らしやすさに繋がることも知っている。

その中心にあるのは、文化と知の象徴である「本」

図書館は、本を通じて、交流と出会いを生み出す「屋根のある広場」と

⁵ 人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」、「規範」、「ネットワーク」といった社会組織の特徴のこと。

なる。

(3) 全ての市民に開かれた場

図書館は、開かれた場である。

まちの中央には、人々が集い、重要なまちのルールを話し合い、共有する場があった。

市民は、貴重な自分のための時間をここで過ごしたいと思っている。

得難い「日常」の中にある自分の大切な場所。

そこでは、誰もが尊重され、誰もが自分らしく過ごすことができる。

市民は、互いに場にふさわしい節度と良知を発揮し、信頼に満ちた場に貢献する。

その中心にあるのは、多様性の象徴である「本」

その中心にあるのは、生きる力を生み出す知を集積した「本」

市民は、互いに場にふさわしい節度と良知を発揮し、あたたかな場に貢献する。

(4) 発見へのアプローチとなる場

図書館には、市民の想像を超える広く、深い知の財産が蓄えられている。

先人が累々と積み上げてきた知の集積に出逢ったとき、市民は、圧倒的な存在感の先に、知への畏敬と探究心の高まりを感じる。

知との初めての出逢いが、知的好奇心をもたらず躍動的な経験でプロットされ彩られるものであってほしい。

感動を生み出すのは深い叡知が蓄えられた「本」

図書館は、本を通じて、新たな自分に出逢う旅、発見へのアプローチの場となる。

(5) 市民の誇りとなる場

図書館は、いささかの緊張感をもって、静寂な、資料を保存・閲覧するための規律的な建物を想起するだろう。

しかし、市民は、図書館が今や建物の名称を越えた「知の広場」であり、文化のチカラで地域の課題に向き合う場だと知っている。

さまざまな創造や活動が芽吹き、それがまちの中に広がっていく。

さまざまな可能性を秘めた図書館は、私たち一人ひとりの大切な場所となり、誇れる場となる。

これらは、東北随一の文化交流拠点の中核施設としてＪＲ仙石線多賀城駅前に移転した市立図書館の基本理念を表すものであり、第二次基本計画が終了したことによって変わるものではありません。

当計画では、この基本理念を継承し、その実現に向けた図書館運営を行ってまいります。

2 基本的運営方針

市立図書館の基本理念を実現するため、以下の4つの基本的運営方針に基づき、図書館運営に取り組んでいきます。

(1) 市民の生涯学習を育む図書館

生涯学習施設として市民の主体的な学びを支援するとともに、市民一人ひとりが利用しやすい全ての市民に開かれた図書館を目指します。

- ア 蔵書の充実
- イ 快適な利用環境の創出
- ウ より利用しやすい図書館サービスの提供
- エ 多様な利用者に向けたきめ細かいサービスの提供

(2) 子どもの読書文化を育む図書館

子どもにとって、読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、子どもが本に親しめる環境を整え、子どもの読書文化を育みます。

- ア 読書文化の普及啓発
- イ 読書機会の充実
- ウ 読書環境の充実
- エ 関係機関との連携協力
- オ 学校図書館支援の充実

(3) 地域の文化を育む図書館

東北随一の文化交流拠点の中核施設として、交流と出会いを生み出す場を、また、市民の知的探求心・好奇心を満たし新たな発見を促す機会を提供します。

- ア 近隣施設との連携、市民交流の拡大
- イ 市の歴史・文化の継承及び活用
- ウ 課題解決支援の充実

(4) 時代の変化に対応し、成長し続ける図書館

多様化する市民ニーズ等に対応していくとともに、質の高い図書館サービスを効果的・効率的に提供します。

- ア 積極的な広報・PR
- イ ボランティア団体等との連携
- ウ 多様化する市民のニーズ等への対応
- エ 効果的・効率的な運営

3 基本的運営方針に基づく取組

(1) 市民の生涯学習を育む図書館

ア 蔵書の充実

調査研究の援助及びレファレンスサービス⁶の機能を十分果たしていくため広い分野の資料について、また、市民が通常利用する資料について、網羅的に収集します。郷土資料については、埋蔵文化財調査センター等の協力を得ながら、市の特性に合わせた収集を行います。

- ・市民の学びを支援する資料の収集、蔵書構成
- ・分室及び移動図書館の利用者層の特色を考慮した収集
- ・市及び宮城県に関する郷土資料、市発行資料、東日本大震災関連資料の収集
- ・高齢者や障害者向けの大活字本、点字本等の収集

イ 快適な利用環境の創出

安全・安心に利用できるよう施設の維持管理に努めるとともに、誰もが快適に利用できる環境の創出に取り組みます。

また、滞在型の図書館として、居心地の良い雰囲気と空間の創出に取り組みます。

- ・快適で居心地のよい読書空間の創出
- ・集中できる読書・学習環境の創出
- ・飲食可能スペースの設置

ウ より利用しやすい図書館サービスの提供

分室及び移動図書館を運営するとともに、市内各所への返却ボックスを設置するなど、市民が利用しやすい図書館を目指します。

- ・分室及び移動図書館の運営
- ・市内各所への返却ボックスの設置、宅配返却サービスの実施
- ・来館困難者等の利用機会の確保
- ・高齢者や障害者等へのサービスの実施

エ 多様な利用者に向けたきめ細かいサービスの提供

利用者のニーズや社会的状況等を考慮し、きめ細かいサービスの提供に努めます。

- ・読書通帳の発行
- ・フリーWi-Fiの設置、タブレット端末の貸出し
- ・図書資料検索機、セルフ貸出機の設置
- ・ホームページでの予約、貸出期間延長等の受付
- ・国会図書館等のオンラインサービスの活用

⁶ 図書館員が利用者からの問合せを受けて、調査研究のために必要な資料の紹介や、資料を探すための手伝いをするサービスのこと。

(2) 子どもの読書文化を育む図書館

ア 読書文化の普及啓発

あらゆる機会を捉え、読書の楽しさや子どもの読書活動の重要性を普及啓発します。

- ・ 広報誌等での年齢層に合わせた推奨本の紹介
- ・ 発達段階に応じた推奨本リストの配布
- ・ 健康診断等の場を活用した読み聞かせ

イ 読書機会の充実

子どもの成長過程に応じた読書機会を創出するとともに、市立図書館の利用促進を図ります。

- ・ おはなし会、子ども向けイベントの実施
- ・ 子ども向け展示コーナーの充実
- ・ 中学生以下の市民への読書通帳の無償配布
- ・ 図書館見学や職場体験の受入れ

ウ 読書環境の充実

子どもが自主的に読書活動ができるよう環境の整備に努めます。

- ・ 児童書及びヤングアダルト図書の充実
- ・ 子ども用学習スペースの設置
- ・ 移動図書館の小学校及び登録団体（保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、児童館等）の巡回
- ・ 読むことが困難な子どもへのサービスの充実

エ 関係機関との連携協力

家庭、地域、民間団体等と連携し、子どもの読書活動の推進に努めます。

- ・ 読み聞かせボランティア団体等との連携、運営支援
- ・ 学校教育関係、子育て関係その他の庁内関係部署との連携

オ 学校図書館支援の充実

学校図書館への学校司書の派遣及び図書館システムによる連携を行い、学校図書館支援の充実を図ります。

- ・ 学校図書館への学校司書の派遣
- ・ 市立図書館と学校図書館の図書館システムによる連携
- ・ 授業支援の充実
- ・ 市立図書館の蔵書の学校図書館への展示

(3) 地域の文化を育む図書館

ア 近隣施設等との連携、市民交流の拡大

文化センター、東北歴史博物館など、他の公共施設等と連携し、多様な学びの機会を提供します。

また、市民展示スペースを活用し、市民の生涯学習の成果発表の場を設けるとともに交流を促します。

- ・教養向上、生涯学習につながるイベントの実施
- ・近隣施設等との連携イベントの実施
- ・近隣施設等との定期的な連絡会の開催
- ・市民展示スペースの活用
- ・多賀城駅北ビルA棟内の民業施設との連携

イ 市の歴史・文化の継承及び活用

市の歴史・文化遺産を生かしたイベントを実施し、シビックプライド⁷や市への愛着の形成に努めます。

また、東日本大震災の経験・教訓を後世につないでいくための取組を行います。

- ・市の歴史・文化遺産を活用したイベントの実施
- ・東日本大震災に係る資料の活用
- ・東日本大震災に係るイベントの実施

ウ 課題解決支援の充実

レファレンスサービスの充実や地域課題に係るイベントを実施するなど、課題解決支援の充実を図ります。

- ・レファレンスサービスの充実
- ・地域課題や現代的課題に係るイベントの実施

⁷ まちへの「誇り」や「愛着」、「共感」をもち、「主体性を持って、まちのために関わっていかうとする想い」のこと。

(4) 時代の変化に対応し、成長し続ける図書館

ア 広報・PR

広報誌の発行、ホームページの運営、SNSの活用など、様々な媒体を活用して利用促進を図ります。

- ・「図書館だより」などの広報誌の発行
- ・市広報誌へのイベント情報等の掲載
- ・ホームページの運営及びSNSの活用
- ・デジタルサイネージ等での館内告知
- ・取材、視察の受入れ

イ ボランティア団体等との連携

図書館運営を充実させるため、ボランティア団体等との連携を進めます。

- ・ボランティア団体によるおはなし会等の開催
- ・ボランティア団体との定期的な連絡会の開催
- ・ボランティア団体の活動支援
- ・ボランティア養成講座及びスキルアップ研修の実施

ウ 多様化する市民ニーズ等への対応

多様化する市民ニーズ等に対応するため、利用者アンケート等を実施し、図書館運営の改善・向上につなげます。

- ・利用者アンケートの実施
- ・さざんか提言箱の設置
- ・利用者アンケートの結果等に基づく改善・向上

エ 効果的・効率的な運営

指定管理者の強みを生かした各種取組を推進するとともに、司書その他の人材育成に努め、図書館サービスの維持・向上を図ります。

- ・指定管理者が持つノウハウやネットワークの活用
- ・職員研修等による人材の育成
- ・運営状況の定期的なモニタリングの実施

第5章 計画の進行管理

1 成果指標

市立図書館の運営状況を把握・管理していくために指標を設定します。

	指標名	単位	現状値	目標	主に対応する基本的運営方針
			H31 2019	R12 2032	
1	市民の実利用率 ※1	%	14.5	↑	1. 2. 3. 4
2	市民の図書貸出冊数	冊	295,401	↑	1. 2. 3. 4
3	市民アンケートにおける市民の図書館利用率 ※2	%	42.5	↑	1. 2. 3. 4
4	利用者アンケートにおける市民利用者満足度 ※3	%	80.8	→	1. 2. 3. 4
5	利用者アンケートにおける市民利用者変化状況 ※3	%	77.8	↑	1. 2. 3. 4
6	小学生の学校図書館の1人当たり貸出冊数	冊	66.3	↑	2
7	中学生の学校図書館の1人当たり貸出冊数	冊	9.3	↑	2
8	子ども向け図書館行事の開催回数	件	39	↑	2
9	子ども向け図書館行事の参加者数	人	1,482	↑	2
10	イベント件数	件	199	→	2. 3
11	イベント参加者数	人	15,392	→	2. 3. 4
12	近隣施設等との連携回数 ※4	回	11	↑	1. 3
13	ホームページのPV数	件	1,995,064	↑	1. 2. 3. 4

※1 図書資料の貸出を受けた人の割合

※2 市民アンケートの現状値は、令和2年11月実施のもの

※3 利用者アンケートの現状値は、令和2年9月実施のもの

※4 近隣施設等とは、近隣の施設等（市民会館、公民館、埋蔵文化財調査センター、市民活動サポートセンター、東北歴史博物館、宮城県美術館等）を指す。

2 進行管理

図書館の運営については、図書館法第7条の3に「図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されています。

また、本市は、行政評価（「行政の活動を数値により客観的に評価し、その評価結果を行政活動に反映させる仕組み」）の考え方を導入しています。数値によって、計画の進行管理と成果状況の評価を行い、その評価結果に基づいて改

善につなげるという、行財政経営における「PDS（企画立案－実施－評価）マネジメントサイクル」を実施します。

具体的には、第三次計画立案、毎年度ごとの事業計画立案（P）、計画に基づき業務を実施（D）、多賀城市立図書館運営審議会において運営の状況について評価（S）を行い、当計画の進行管理を行っていきます。

また、毎年作成している図書館要覧において、図書館の運営状況を公表します。



旧市立図書館 正面入口にある「読書三到」の碑

読書三到／中国・宋代の儒学者朱熹（朱子）の読書訓

書を読んで真意を悟るには三つの秘訣がある。

第一は口到で、口でよく読むこと。

第二は眼到で、目でよく見ること。

第三は心到で、心で読むこと。

すなわち、精神を統一して書物に集中し

この三つを守って熟読することである。

（故事ことわざ辞典より）

第三次多賀城市立図書館基本計画

令和3年 月

編集・発行 多賀城市教育委員会事務局生涯学習課
〒985-0873 多賀城市中央二丁目1番1号
電話 022-368-1141 内線541～545
F A X 022-309-2460
E-mail gakusyu@city.tagajo.miyagi.jp